

実践的グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) 研究会 会則

(名称)

第1条 本会は実践的グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) 研究会と称する。
本会の事務局は下記の住所におく。

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 4-1-5 石渡ビル 5F 株式会社アクセライト内
実践的グラウンデッド・セオリー・アプローチ研究会

会長 林 葉子

(目的)

第2条 本会は、以下を目的とする研究会である

1. 質的研究法、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) の理論と方法を学習する
2. M-GTA を用いてデータの分析を行い、論文にまとめていくまでを相互にサポートする
3. 研究結果の実践的活用を推進する

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

1. 研究会の開催
2. 公開研究会の開催
3. その他本会の目的達成に必要な事業
4. 総会の開催

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者で、第6条、第7条の条件に同意する者とする。

第5条 会員数 564 名 (2018 年 4 月 1 日現在)

第6条 会員は、所定の会費 (年会費 6000 円) を納めるものとする。ただし、既納の会費は、全てこれを返納しない。

第7条 会員は学習の成果を研究論文として発表するものとする。

第8条 退会を希望する会員は、その年度の会費を納入したうえでその旨をすみやかに会員係および事務局まで連絡する。また、二年間会費を滞納した場合には事務局は自動的に退会処分をとることができる。なお、滞納額を納入し退会した場合は、再入会を認めることがある。

第9条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は本会の活動に顕著な貢献をした会員とし、以後年会費の納入が免除される。

(組織)

第10条 総会での議決は、総会出席者の過半数の賛成によって決する。

第11条 本会には次の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 世話人
4. 事務局
5. 監事
6. 相談役

第12条 会務の運営は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。会長は、世話人会から互選される。
2. 副会長は、世話人の中から会長が指名する。副会長は会長を補佐し、必要なときは会長の代理をつとめる。
3. 世話人は、世話人会を組織し、本会の事業の推進にあたる。世話人会は本会の円滑な運営のために必要な措置をとることができる。
4. 世話人の任期は2年をめぐとし、再任を妨げない。
5. 事務局は、庶務、会計、その他の会務を分掌する。事務局長は、世話人会から互選される。
6. 相談役は、研究会への貢献に応じて世話人が推薦し、世話人会で承認されたのち会長が指名する。相談役は、世話人会の要望に応じて研究会活動への助言を行う。

第13条 本会の経費は、会費をもって当てる。なお、会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改廃)

第14条 本規則の改廃は、総会の承認を経て行う

附則

1. 設立年月日 1999年12月12日
2. 本会則の変更は、2018年05月12日より施行する